

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル実施要領

（目的）

第1条 本要領は、「新宿区くらしのガイド」企画制作業務を委託する事業者を選定するためのプロポーザルを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（件名）

第2条 プロポーザルの件名は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル」とする。

2 選定した事業者に対する業務の委託件名は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託」とする。

（履行期間）

第3条 履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月13日（金）とする。

（業務内容）

第4条 業務内容は、「新宿区くらしのガイド」の編集及び印刷製本であり、詳細は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託仕様書」のとおりとする。

（用語の定義）

第5条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 総合政策部長とは、新宿区総合政策部長をいう。
- (3) 参加予定者とは、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- (4) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (5) 事務局とは、新宿区総合政策部政情報課広報係をいう。

（募集要項の公表）

第6条 区は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル募集要項」を令和7年6月6日（金）に、区公式ホームページに掲出し、公表する。なお、公表をもって公募開始とする。

（プロポーザルの実施内容）

第7条 「新宿区くらしのガイド」の企画提案を募り、最適な企画提案者を受託候補者として選定するものである。

(応募資格)

第8条 参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下のすべてを満たしていることとする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (3) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (9) 地域情報誌に関する知識及び技術を有し、令和3年度以降、人口30万人以上の地方自治体等と協働して、行政情報誌の発行及び配布した実績があること。
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(応募方法)

第9条 当該プロポーザルに参加の意思確認は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を事務局が受領することにより行うものとする。なお、期日までに参加手続きを行わない場合は不参加とみなす。

- 2 「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）には、会社概要及び、前条第9号を証する書類を添付するものとする。
- 3 令和7年6月25日（水）午後5時までに事務局へ提出するものとする。
- 4 提出方法は、1部持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

(参加予定者の質問)

第10条 参加予定者は、プロポーザルに係る事項について、「新宿区くらしのガイド」質問票（第3号様式）を提出することにより、質問を行うことができる。

- 2 「新宿区くらしのガイド」質問票（第3号様式）は、令和7年6月10日（火）午後5時までに、事務局へ提出するものとする。
- 3 提出方法は、電子メールによる送信とする。
提出先電子メールアドレス info@city.shinjuku.lg.jp
- 4 事務局は、前項の質問を受けたときは、原則として、令和7年6月13日（金）午後5

時まで、質問者名を伏せて、全ての質問及び回答を区公式ホームページに掲載し、公表する。なお、応募書類の作成に係る質問以外には回答しない。また、個別回答は行わない。

（企画提案書の提出方法）

第11条 プロポーザルに応募する参加予定者は、企画提案書、企画提案書の構成参照表（第8号様式）及び、見積書（第9号様式）を事務局へ提出するものとする。なお、期日までに書類の提出はない場合は参加を辞退したものとみなす。

2 令和7年6月25日（水）午後5時までに事務局へ提出するものとする。

3 提出方法は、持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

（企画提案書の仕様・条件）

第12条 企画提案書は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル募集要項」及び、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託仕様書」に基づき作成するものとする。

2 企画提案書の作成に当たっては、「新宿区くらしのガイド」が、障害の有無や年齢に関わらず多くの読者が利用できる冊子となるようにユニバーサルデザインに配慮すること。

3 企画提案書には、社名・所在地の詳細（町丁目）・代表者等氏名・電話番号は記載しないこと。また、以下(1)～(15)の事項については、企画提案書に必ず盛り込み、改善提案については、既刊「新宿区くらしのガイド2024年版」の内容を前提とする。仕様は、A4横書き、片面印刷、長編左片綴じのうえ、それぞれ2穴A4のフラットファイルにファイリングすること。ただし、これにし難い事情があると区が認めた場合には、この限りでない。

(1) 冊子全体の企画

(2) 表紙案（掲載すべき情報とデザインの組み合わせ）

※ 新宿の魅力を伝える写真を取り入れたもの

(3) 特集等ページの構成案

・ テーマ1「（仮題）わたしたちの防災」

災害から命を守るためのいざという時の行動・相談場所、日ごろの備え、区の取り組み等を紹介する。

・ テーマ2「（仮題）区の広報ツール」

各ツールの特徴や目的を整理し、読み手が自分に合った情報入手手段を選択できるように紹介する。

(4) 行政情報ページの構成案

(5) 行政情報ページの改善提案と読みやすさ、情報の探しやすさの提案

※ (4)(5)について、情報は、カテゴリごとに一覧表に集約し文言を精査するなど読みやすい構成とするほか、二次元コードを掲載するなどし、パソコンやスマートフォンなどインターネット利用者が情報を検索しやすい内容となるよう工夫すること。

(6) 家庭で常備する冊子としての提案

(7) 電子書籍版の利便性の提案

※ 電子書籍版から区公式ホームページ内関連ページへのリンク機能を付与する等、閲覧者の利便性を考慮すること。

(8) 周知手法等の情報が届くような提案

(9) 取組む考え方や姿勢

(10) 区との連携体制

(11) 制作体制、スケジュール管理体制、印刷製本体制

(12) 地方自治体等との協働による行政情報誌の発行及び配布に関する最近の実績

(13) 地域情報誌類の発行及び配布に関する最近の実績

(14) 広告掲載基準及び広告掲載に関する考え方

(15) 地域情報・広告収集に関する体制と最近の実績

(参加の辞退)

第13条 参加者及び参加予定者は、第9条に規定する書類の提出をしてから第1段階評価後、第2段階評価日の2営業日前午後5時までの間、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

2 参加者による前項の辞退は、当該辞退の理由を付して、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第2号様式）を事務局へ提出するものとする。

3 提出方法は持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

(選定委員会)

第14条 企画提案書等の提出を受けた区は、事業者選定を「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）に付託する。

2 選定委員会の構成員、選定方法およびその他必要な事項は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル選定委員会設置要領」に別に定める。

(評価基準)

第15条 区は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル評価基準」を別途定める。

(第1段階評価（書類選考）)

第16条 選定委員会は、参加者から提出された企画提案書について、第1段階評価を行い、第2段階評価を行う事業者を選定する。

2 前項の選定は、選定委員会が、評価基準に基づき行うものとし、第17条に規定する第2段階評価を行う参加者として上位3社を選定する。

3 総合政策部長は、第1項の第1段階評価の結果について、次の各号に掲げる参加者の区分に応じ、次の各号に定める書類により通知する。

(1) 第2段階評価を行う参加者

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル第1段階評価通過通知書

(第4号様式)

(2) その他の参加者

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル第1段階評価不採用通知書(第5号様式)

(第2段階評価(プレゼンテーション及びヒアリング))

第17条 本実施要領第16条第2項により選定した参加者の提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングによる選定を行う。

- 2 前項のプレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名以内とする。また、選定された場合に区の担当となる予定の者を1名以上含むものとする。

(受託候補者の選定)

第18条 選定委員会は、特別の事情があると認めた場合を除き、第1段階評価及び第2段階評価の選定委員による評価に、価格性能比評価点を加えた合計点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

- 2 前項により選定する受託候補者は、提出した見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者とする。
- 3 選定委員会は、二段階評価において参加者が1事業者のみとなった場合、合計評価点が第1段階評価及び第2段階評価の総点数の60%に達していた場合、当該参加者を受託候補者として選定できるものとする。

(委託する事業者の選定及びその通知)

第19条 総合政策部長は、前条の選定結果について、次の各号に掲げる参加者に対し、当該各号に定める書類によりその結果を通知する。

- (1) 最適事業者の選定を受けた参加者(以下「採用事業者」という。)

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル採用通知書(第6号様式)により、採用となったことを通知する。

- (2) その他の参加者

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル不採用通知書(第7号様式)により、不採用となったこと及びその理由を通知する。

- (3) 選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳を区公式ホームページで一年度公表する。

(参加経費等)

第20条 プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担する。

- 2 企画提案書等の提出期限後における差し替え及び再提出は一切認めない。
- 3 本実施要領第9条及び第11条により提出された会社概要及び企画提案書等については、区の所有物として区が適切に管理及び廃棄し、参加者又は参加予定者への返却は行わない。
- 4 企画提案書等の提出物は、公文書として扱い、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事

業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となる。

- 5 選定結果通知の受取遅延等による不利益について、区は一切責任を負わない。
- 6 採用された企画提案書の内容については、選定委員会における選定結果に抵触しない範囲で、区は受託者と協議のうえ、変更することができる。
- 7 企画提案書等の提出物に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とし、参加資格を取り消す。

(疑義の決定等)

第21条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義を生じたとき、又は、本要領に定めのない事項については、総合政策部長が定めるものとする。

附則

この要領は、本案決定日から施行する。